

2024 年度

# 延長審査の手引き

## 認定看護師 (CN) 延長審査

個人審査に関する不明点や疑問点は、

以下よりお問い合わせください

- ・認定看護師制度、専門看護師制度、認定看護管理者制度の個人審査に関する質問について、毎日 24 時間チャットボット (AI 自動応答システム) でご案内します

### ■スマートフォンの場合

以下の二次元コードを読み取り、ご利用ください



### ■パソコンの場合

本会公式 HP の以下のページで、ご利用ください

[看護職の皆さまへ] - [資格認定制度]

(各制度ごとのページでもご利用いただけます)

➤ 「資格認定制度に関するお問い合わせ (緑色のバナー)」を

クリックしてご質問を入力ください



# 目次

1	認定看護師(CN)認定期間延長審査 実施概要	3
1-1	延長審査について	3
1-2	申請資格	3
1-3	2024年認定看護師(CN)延長審査の概要	4
1-4	提出物一覧	4
2	申請方法	5
2-1	申請の手順	5
2-2	申請方法	5
2-3	申請を取下げの方	14
3	審査合否の確認	15
3-1	審査合否の確認	15
3-2	有効期限について	16
4	資格の有効期限の確認と情報公開の設定	17
4-1	資格の有効期限の確認	17
4-2	情報公開の設定	18
5	その他の事項	20
5-1	個人情報保護方針	20
5-2	問い合わせ先	20
6	申請を取下げの方	21
7	日本看護協会 認定看護師制度規程	22

# 1 認定看護師（CN）認定期間延長審査 実施概要

## 1-1 延長審査について

### 1) 目的

病気その他やむを得ない理由により認定更新審査を受験することができない場合（審査申請をすることができない場合や看護実践時間が不足する場合等）は、「認定看護師制度規定第32条」（P. 27参照）により、認定更新の当該年度に認定期間の延長審査（以下、延長審査という）を申請し、認められれば認定期間を延長することができる

### 2) 内容

審査書類をもとに審査を行い、認定期間延長の可否を決定する

※審査申請時に離職・休職中であっても、認定更新に必要な看護実践および自己研鑽の実績がある者は、延長審査ではなく認定更新審査の申請が可能です

## 1-2 申請資格

認定看護師（CN）延長審査を申請する者（以下、「申請者」という）は、申請時において以下の2つの項目をすべて満たしていなければならない

- 1) 認定看護師であること
- 2) 病気その他やむを得ない延長理由があること

※延長期間は原則として1年間とする

それ以上の延長が必要な場合は、1年後の認定看護師認定延長審査申請期間内に再度申請する認定期間の延長は3回まで、最大3年間可能

### 【ご注意ください！】

#### 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響」を理由とした 認定看護師 認定期間延長審査への申請の中止について

- ・ 2023年5月8日付で、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付けられました
- ・ 5類感染症に位置付けられたことを受け、2023年申請より「新型コロナウイルス感染症拡大の影響」を理由とした、認定期間延長審査は中止となりました

### 1-3 2024年認定看護師(CN)延長審査の概要

日程	申請	参照ページ
7月1日(月) 10:00～ 7月12日(金) 15:00	個人情報の登録内容の編集 審査申請 審査料の振込	P. 5-10
7月1日(月) ～ 7月19日(金) 消印有効	審査書類(郵送)の送付	P. 11-14
11月19日(火) 15:00～	審査合否の確認	P. 15-16
11月下旬(予定)	資格の有効期限の確認 氏名・施設名の公開/非公開の登録	P. 17-19
↓ 次年度の認定更新審査に申請		

<審査申請の受理について>

- ・日本看護協会は、審査申請と審査料の振込の確認をもって、申請を受理する
- ・期日までに審査料の振込が確認できない場合、審査申請を取り下げたものとみなす

### 1-4 提出物一覧

郵送での提出物一覧

提出物	提出方法
認定看護師 認定期間延長審査申請書	「STEP3 郵送審査書類の作成・郵送」を参考に作成し、郵送する
証明書類	
改姓に関する証明*	

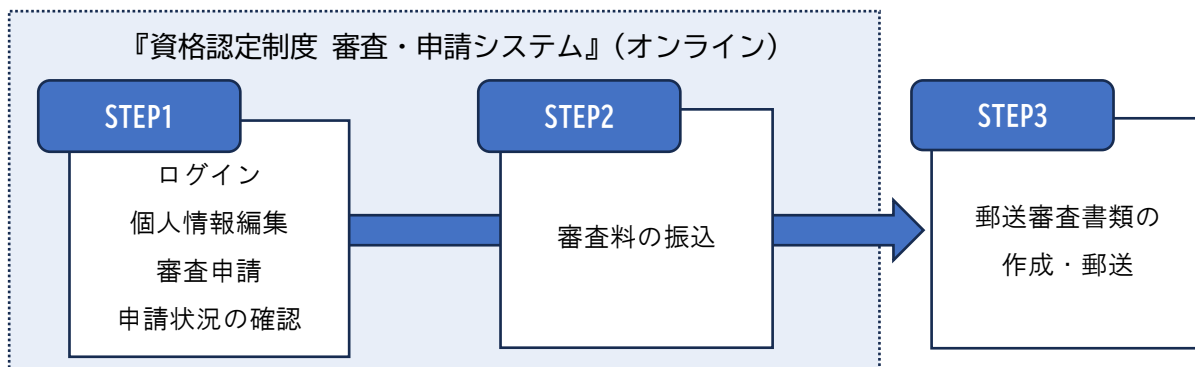
\*改姓により、各種審査書類に複数の姓の記載がある場合のみ提出してください

(例) 申請名(システムに登録の個人情報)と各種審査書類に記載の姓が異なる場合  
各種証明書類に旧姓と新姓が混在する場合

※2020年度から認定延長審査における履歴書の提出は不要です

## 2 申請方法

### 2-1 申請の手順



### 2-2 申請方法

『資格認定制度 審査・申請システム』(下記アドレス)にアクセスする  
URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>

<動作環境>

PC	Microsoft Edge : Version120 Google Chrome : Version120
スマートフォン	iPhone Safari : Version17 Android Google Chrome : Version120

#### STEP 1 (審査申請)の申請期間

2024年7月1日(月) 10:00 ~ 7月12日(金) 15:00

## STEP 1

### ログイン

- 1) ユーザーID (看護師免許番号) を入力する
- 2) パスワードを入力する
- 3) 「ログイン」をクリックする  
※パスワードは、初期設定で「生年月日(西暦8桁)」となっている  
(1970年1月1日の場合⇒19700101)  
※過去に自身で変更した場合は、変更後のパスワードでログインする

パスワードが不明な場合は、[パスワードがわからない方はこちらよりパスワードの再設定手続きを行う](#)

生きるを、ともに、つくる。  
公益社団法人 日本看護協会  
専門看護師・認定看護師・認定看護管理者  
資格認定制度 審査申請システム

ログイン

① ユーザーID  
例) 12345678

② パスワード

③ ログイン

[パスワードがわからない方はこちら](#)

↓ 次頁へ進む

# STEP 1

## 個人情報編集

- ① メインメニューから **個人情報編集** をクリックし、＜個人情報編集＞画面を開く



- ② すでに登録されている個人情報（氏名、住所、所属施設名等）の確認し、編集が必要な場合は編集する。※看護師免許証画像のアップロードや再アップロードは不要です



- ③ 「日本看護協会個人情報保護方針は **こちら** 」をクリックし個人情報方針を確認する。  
[個人情報保護方針を理解し承諾する] の□をクリック（チェック☑）する

- ④ **確認画面へ** をクリックし、入力内容を確認する

入力した内容に不足等があれば **入力画面へ戻る** で編集画面に戻り修正する

入力した内容が正しければ **登録する** をクリックする

※入力内容に不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示され、登録はできない  
エラーメッセージを確認の上、再度入力し登録しなおす

- ・ 個人情報は上記編集完了後も随時編集が可能

登録されたメールアドレス・住所に、認定部から通知メール・郵便物を送付するため、転居や職場の異動等により変更が生じた際は速やかに情報を更新すること



## 次頁へ進む

# STEP 1

## 審査申請

- ① メインメニューから、**申請メニュー** をクリックする

The screenshot shows a main menu with four items: '申請メニュー', '申請状況一覧', '認定資格一覧', and '再交付手続き'. The '申請メニュー' item is highlighted with a red box. Below each item is a brief description of its function.

<b>申請メニュー</b> 認定看護師、認定看護管理者、及び専門看護師の各種申請が行えます。	<b>申請状況一覧</b> 各種申請状況の照会とオンライン書類の登録・提出ができます。	<b>認定資格一覧</b> 保有する認定資格の確認、及び公開特権の更新が行えます。	<b>再交付手続き</b> 認定証、認定バッジ、認定証カードの再交付が行えます。
---	--	--	---

- ② 申請メニュー画面から**認定看護師**の **延長審査** をクリックする

The screenshot shows the '申請メニュー' page. It has a header '申請メニュー' and a sub-header '認定看護師'. Below the sub-header are three tabs: '専門看護師', '認定看護師', and '認定看護管理者'. Under the '認定看護師' tab, there are two buttons: '認定更新' and '延長審査'. The '延長審査' button is highlighted with a red box.

- ③ <延長申請入力>画面にて [分野] 欄のプルダウンから申請分野を選ぶ

The screenshot shows the '延長申請入力' form. It has a progress bar at the top right with three stages: '入力', '確認', and '完了'. The '入力' stage is active. Below the progress bar are several input fields: '年度' (2021年), '申請区分' (延長), '資格区分' (認定看護師), '課程区分' (-), and '分野' (必須). The '分野' dropdown menu is highlighted with a red box and labeled with a circled 3. Below the form is a button labeled '確認画面へ', which is also highlighted with a red box and labeled with a circled 4.

- ④ 入力が終了したら **確認画面へ** をクリックし、入力内容を確認する

次頁へ進む



# STEP 1

- ⑤ 入力した内容を修正する場合は **入力画面に戻る** で編集画面に戻り修正する  
クリック後は内容の再編集ができないため注意してください
- ⑥ 入力した内容が正しければ **申請する** をクリックする

延長申請確認

入力 確認 完了

年度	2021年
申請区分	延長
資格区分	認定看護師
課程区分	課程
分野 <b>必須</b>	緩和ケア
お支払金額	
申請完了メール送信先	

※メールアドレスを修正する場合は、「個人情報編集」で変更していただき、再度申請ください。

⑥ **申請する**

< [個人情報編集画面へ](#)

⑤ **< 入力画面に戻る**

- ⑦ [延長審査申請を受け付けました] のメッセージが表示される
- ⑧ [延長審査申請を受け付けました] のメッセージ下 **申請状況一覧へ** 、  
もしくはメインメニューの **申請状況一覧** をクリックする

次頁へ進む

# STEP 1

## 申請状況を確認する

- ① <申請状況一覧>画面の **認定看護師** をクリックし、<申請状況詳細>画面を開く

申請状況一覧

認定資格名をクリックすると、詳細画面に移移します。  
オンライン申請書類の作成/編集、受験票の印刷など、各種操作は詳細画面より行ってください。

過去の申請状況

2021年度 申請区分：延長 ① **認定看護師(課程)[〇〇分野]**

- ② 申請 ID が付与されていることを確認する

申請 ID は、審査書類の準備の際に必要な

- ③ [審査料] の「お支払金額」「お支払期限」「振込先」を確認し、審査料の振り込みを行う  
(詳細は次ページ参照)

振込口座は、登録したメールアドレスに送信される、審査申請受付/振込口座の案内メールでも確認することができる

入金が確認されると、「入金情報」の横に赤字で「入金確認済」と表示される

(審査料の振込後、2~3 営業日中に入金確認を行います)

申請状況詳細

2021年度 申請区分：延長  
認定看護師(課程)[ ]

② 申請ID： 書類送付表出力

審査料

③

お支払金額	30,800円
お支払期限	
振込先	銀行名： 銀行 支店 口座番号：普通 口座名義：公益社団法人 日本看護協会 認定看護師口 ※ATM等で文字数の制約上、途中までしか表示されないことがあります。 ※振込時、振込人はご自身の氏名をカタカナで入力してください。



STEP2 へ進む

## STEP 2 (審査料振込)の期日

7月12日(金) 15:00まで

## STEP 2

### 審査料の振込

期日までに審査料の振込が確認できない場合、審査申請を取り下げたものとみなします

1) 審査料：30,800円(税込)

※振込手数料は申請者が負担すること

2) 振込先：以下のいずれかの方法により、確認する

(1) 審査申請時に登録メールアドレスに送信された

『審査申請受理/振込口座の案内』のメール

(2) 『資格認定制度 審査・申請システム』

ログイン ⇒ <申請状況一覧>画面の **認定看護師** をクリック

⇒ <申請状況詳細>画面に表示される「審査料」

3) 注意事項

- **振込口座番号は申請者ごとに異なるため、各自で指定口座を確認してください**
- 振込名義は申請者の氏名(カタカナ)とし、施設名での振込は避けること
- 振込明細票等の提出は不要だが、自身で保管をすること。なお、振込明細票は税法上正式な領収書として利用できる
- 既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない



## STEP3 へ進む

## STEP 3 (郵送審査書類)の提出期間

2024年7月1日(月) ~ 7月19日(金) 消印有効

提出期間外の消印がある書類は受理しません

提出期間外の消印がある場合、審査不合格となるため、期間を厳守してください

書類の不足や内容の不備があった場合、追加提出・再提出は求めず不合格となります

期間内であっても、一度提出された書類の差替え・追加提出は受け付けません

書類受理に関する問合せは受け付けません

配達記録が残る方法(簡易書留や特定記録郵便)で送付してください

提出された書類はいかなる理由があっても返却しません

## STEP 3

### 審査書類様式の入手

日本看護協会公式ホームページから、延長審査 審査書類をダウンロードする  
(郵送審査書類の一覧は次頁に記載)

URL : [https://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/guide/probation\\_guide\\_cn.html](https://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/guide/probation_guide_cn.html)



### 郵送審査書類作成上の注意事項

- 審査書類は A4 サイズとする
- 各書類の申請 ID の記載欄には、審査申請後に付与される申請 ID を記載する(手書き可)  
申請 ID は審査申請受理のメール、または『資格認定制度 審査・申請システム』の  
申請状況一覧>申請状況詳細にて確認する
- 訂正箇所は二重線を引き、訂正印を押す。修正テープや修正インクは使用しない



## 郵送審査書類の作成へ進む

# 郵送審査書類の作成方法

## 郵送審査書類の作成

審査書類	書類番号	記載方法・注意事項
認定看護師 認定期間延長 審査申請書	NR-1-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定番号・認定（資格取得）年・分野名・氏名を所定の欄に記載する。認定年は『資格認定制度 審査・申請システム』の「認定資格一覧」で確認する</li> <li>該当する延長申請理由にチェックする。その他の場合は具体的に記入する</li> <li>書類の不備、不足がないか確認し、枚数を記入し、本人確認欄にチェックする</li> </ul>
証明書類	NR-6*	<ul style="list-style-type: none"> <li>延長理由を裏付ける書類（例：休業証明書等）を提出する</li> <li>様式は自由であるが、本人以外の者が発行した公的な書類とし、申請者の氏名が記載されているものとする</li> </ul>
改姓に関する証明 (該当者のみ)	NR-5	<ul style="list-style-type: none"> <li>改姓により、申請名（システムに登録した姓）と証明書類（NR-6）に記載の姓が異なる場合または各種証明書類に旧姓と新姓が混在する場合のみ提出する</li> <li>改姓の前後の氏名が両方とも記載されている証明書類（戸籍抄本原本、運転免許証（表面と裏面）、パスポート等の該当ページのコピー）を提出する</li> </ul>

\*印の審査書類は様式なし。様式のない書類は、左上に書類番号を、右上に申請 ID を記載する。

# 郵送方法

## 書類送付表の印刷

- 1) メインメニューの **申請状況一覧** をクリックする
- 2) <申請状況一覧>画面の **認定看護師** をクリックする
- 3) <申請状況詳細>画面が開くので、申請 ID の右隣にある **書類送付表出力** をクリックする

申請状況詳細

2021年度 申請区分: 延長

認定看護師( 課程)[ ]

申請ID: **書類送付表出力**

審査料

お支払金額	30,800円
お支払期限	

- 4) 書類送付表の画面が開くので、書類送付表を印刷する
- ※システム画面上に印刷ボタンは表示されないため、以下の方法で印刷をする
- ①画面上で右クリックをし、表示されるボタン一覧にある「印刷プレビュー」をクリックする
  - ②プレビュー画面の表示を確認し、印刷をする
- 申請 ID と名前は自動で印字されるため、誤りがないか確認すること**

### <書類送付表画面>

171-0014  
東京都豊島区池袋 2-65-18 WEST ビル 2F  
CN 延長審査 審査書類受付係 御中

CN (認定看護師) 審査書類在中

●申請ID	●●●●●●
●氏名	●●●●●●
●分野	●●●●●●
●住所	

# 郵送方法

## 審査書類の郵送

- 5) A4 サイズの審査書類（郵送）が折らずに入る封筒等を選び、書類送付表を貼る
- 6) 審査書類は書類番号順（NR-1-3 に記載の順）に並べて入れる
- 7) 書類提出期間内に配達記録が残る方法（簡易書留や特定記録郵便等）にて下記まで送付する

送付前に郵便料金が不足していないか必ず確認してください

（レターパックは、2019年に料金が改定されているため注意してください）

郵便料金の不足時は受理しません

封筒に自身の住所・氏名が記載されていることを確認してください

下記送付先をよく確認して、郵送してください

書類の送付先（書類送付表に自動表示）

〒171-0014 東京都豊島区池袋 2-65-18 WEST ビル 2F

CN 延長審査 審査書類受付係

※審査業務の一部はプロメトリック株式会社に委託しています。

## 注意事項

- 書類の持参や上記以外の方法で送付した場合、受け付けない
- 提出された書類はいかなる理由があっても返却しない
- 書類受理についての問合せは受け付けない
- 一度提出された書類の差替え・追加は受け付けない

## 2-3 申請を取下げの方

P. 21、6 申請を取下げの方へ進む

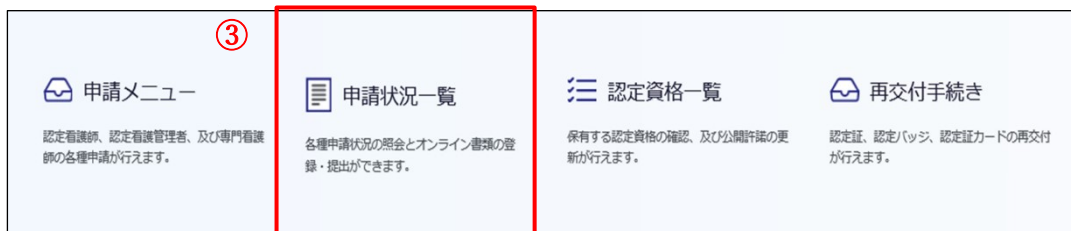
### 3 審査合否の確認

#### 3-1 審査合否の確認

審査合否の発表日時
2024年11月19日(火) 15:00 予定

#### 確認方法

- ① 『資格認定制度 審査・申請システム』（下記アドレス）にアクセスする  
URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>
- ② ユーザーID、パスワードを入力しログインする
- ③ **申請状況一覧** をクリックする



- ④ <申請情報一覧画面>に表示される該当申請の[審査合否]を確認する



- ⑤ [審査合否] に、合格または不合格が表示されるので確認する
- ⑥ 不合格の場合は **認定看護師** をクリックし、不合格事由を確認する



## 不合格となった場合の取り扱いについて

- 審査不合格となった場合、認定看護師資格は2024年12月31日をもって失効する。  
2025年以降の再認定審査に申請し合格することにより、資格の再取得が可能。  
※認定看護師制度規程第36条2項に記載のとおり、2021年4月以降に初めてA課程認定看護師名簿に登録する認定看護師及び、B課程認定看護師については資格が失効となった場合、再認定審査は適用されません。再度認定看護師資格の取得を希望する場合は、認定審査への申請が必要となります。
- 失効後は、認定看護師を名乗ることはできない。
- 失効後に認定看護師を名乗った場合は、処分の対象となる可能性がある。
- 自身の活動により診療報酬を算定している場合、その算定要件は施設基準に示される所定の研修終了であるため、認定看護師資格失効後も診療報酬に影響はなく、引き続き算定が可能。

### 3-2 有効期限について

日本看護協会は、合格者に対して、有効期限を延長し、2025年12月31日までとする。

※有効期限の延長に関する通知は、送付しない。延長された認定期間については、『資格認定制度 審査・申請システム』の[認定資格一覧]にて、確認する（P.17参照）。証明が必要な場合も、当該画面をプリントアウトする等して利用すること。

\*認定期間延長を認められた者が、翌年の認定更新審査を申請するときは、その年度の審査方法を適用する。詳細は当該年度の「認定看護師認定更新の手引き」を参照すること。

\*延長された認定期間内に認定更新の申請を行わなかった場合は、認定看護師の資格を喪失する。

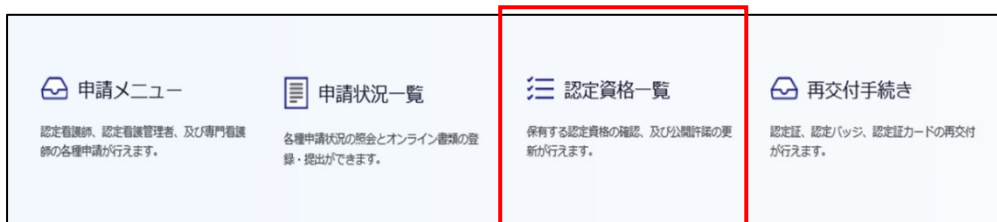
## 4 資格の有効期限の確認と情報公開の設定

### 4-1 資格の有効期限の確認

#### 確認方法

認定料の振込確認後、認定部にて認定看護師名簿の延長登録手続きを行う  
認定看護師名簿の更新完了後、認定部より全合格者にメールで連絡する

- 1) 認定部からの通知メールを受信後、『資格認定制度 審査・申請システム』にログインする
- 2) メインメニューから **認定資格一覧** をクリックする



- 3) 申請した資格の有効期限が延長されているか確認する

<認定資格一覧画面>

認定資格一覧			
①	認定看護師(課程) [ ]		
	認定登録番号	認定年月日	年 月 日
②	有効年月日	年12月31日	更新年月日
	移行年月日	-	
	③ 氏名 公開/非公開	非公開 <b>変更する</b>	施設名 公開/非公開
		非公開 <b>変更する</b>	
	終了した特定行為区分 公開/非公開	非公開 <b>変更する</b>	

- ① 資格区分、分野を確認する
- ② 延長申請した資格の有効年月日が「当年+1年」の12月31日に延長されていることを確認する
- ③ **変更する** をクリックする

## 4-2 情報公開の設定

### 設定方法

認定登録情報(氏名および所属施設名)を日本看護協会公式ホームページ上で公開することの可否を設定する。設定しない場合、情報は公開されない

<認定情報公開許諾更新画面>

認定情報公開許諾更新

入力 確認 完了

①

日本看護協会公式ホームページにおける情報公開について  
日本看護協会公式ホームページでは、認定者の氏名、所属施設、修了した特定行為区分(認定看護師のみ)の情報公開を行っております。情報を公開することにより、所属施設または認定者への問い合わせ等が増加することも考えられます。所属施設名の公開については、ご自身で所属施設の許諾を得たうえで入力してください。  
また、以下についてもご了承の上、公開・非公開の入力をお願いいたします。  
所属施設を公開設定し、個人情報編集画面より離職中を設定した場合、分野別都道府県別登録者検索や統計等にはご自宅の都道府県で表示/集計がされます。  
所属施設を非公開設定した場合、分野別都道府県別登録者検索の都道府県を指定した検索では氏名の表示がされません。

認定看護師(課程) [ ]			
認定登録番号		認定年月日	年 月 日
有効年月日	年12月31日	更新年月日	-
移行年月日	-		

②

氏名 公開/非公開	非公開	施設名 公開/非公開	非公開
修了した特定行為区分 公開/非公開	非公開		

③

確認画面へ

一覧画面へ戻る

- ① 表示されている注意を確認する
- ② 氏名・施設名の公開/非公開について設定する
- ③ **確認画面へ** をクリックする
- ④ <認定情報公開許諾更新確認>画面にて **更新** をクリックする

施設名について「公開」を選択した場合、日本看護協会公式ホームページの「認定看護師(CN)登録者一覧」に氏名および所属施設名を公表する  
情報を公開することにより、所属施設または認定者への問い合わせ等が増加すること  
も考えられるため、了承の上、公開/非公開について設定すること  
所属施設名の公開については、自身で所属施設の許諾を得た上で登録をすること

## 設定方法

『資格認定制度 審査・申請システム』で公開を設定した場合、  
日本看護協会公式ホームページでは、認定登録者の情報は下記のように公開される

資格区分*	<input checked="" type="radio"/> 認定看護師 <input type="radio"/> 認定看護管理者 <input type="radio"/> 専門看護師		
課程区分	B課程	分野	全て
施設所在都道府県	全て	施設種別	全て
※離職中の方は、自宅所在都道府県となります。			
施設設置主体名	全て	施設法人名	※部分一致
所属先施設名	※部分一致	修了した特定行為区分	全て
氏名(漢字)	姓	名	※部分一致
検索			

特定行為区分（「修了した特定行為区分」欄に表示される数字または略称は以下のとおりです）

1: 呼吸器（気道確保に係るもの）関連	10: 栄養に係るカテーテル管理(未稍留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連	19: 循環動態に係る薬剤投与関連
2: 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	11: 創傷管理関連	20: 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
3: 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	12: 創部ドレーン管理関連	21: 皮膚損傷に係る薬剤投与関連
4: 循環器関連	13: 動脈血液ガス分析関連	在宅：在宅・慢性期領域/パッケージ
5: 心臓ドレーン管理関連	14: 透析管理関連	外科術後：外科術後病棟管理領域/パッケージ
6: 胸腔ドレーン管理関連	15: 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	麻酔：術中麻酔管理領域/パッケージ
7: 腹腔ドレーン管理関連	16: 感染に係る薬剤投与関連	救急：救急領域/パッケージ
8: ろう孔管理関連	17: 血糖コントロールに係る薬剤投与関連	外科基本：外科系基本領域/パッケージ
9: 栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	18: 術後疼痛管理関連	集中治療：集中治療領域/パッケージ

[最初] [前] 1 2 3 4 5 6 [次] [最後] 1~50件目/2547件

分野	都道府県	氏名	施設法人名	所属先施設名	修了した特定行為区分
感染管理(B課程)	北海道	看護 花子	A 法人	ABC 病院	15、16
感染管理(B課程)	北海道	〇〇 〇〇	---	D 病院	(非表示)
感染管理(B課程)	青森県	〇〇 〇〇	B 法人	EF 総合病院	15、16
感染管理(B課程)	宮城県	〇〇 〇〇	---	G 総合病院	15、16
感染管理(B課程)	宮城県	〇〇 〇〇	C 法人	H 医療センター	16

## 個人情報の登録内容更新のお願い

『資格認定制度 審査・申請システム』に登録されているメールアドレス・住所に、今後、日本看護協会から通知メール・郵便物を送付することがあります。審査申請時から、氏名・住所・所属先・メールアドレス等の変更があったときには、随時「個人情報編集画面」で登録内容を更新してください

## 5 その他の事項

### 5-1 個人情報保護方針

「日本看護協会 個人情報保護方針」に準ずる

URL: <https://www.nurse.or.jp/privacy/>

『資格認定制度 審査・申請システム』に登録した情報に基づき、認定看護管理者認定審査にかかわる重要な通知及び認定登録後の活動状況に関する調査の依頼を行うことがあります

また、登録した情報のうち、職位・所属部署等の処遇に関する情報や病床規模等の所属施設に関する情報は、認定登録後の活動状況を分析・検討するための基礎資料として活用することがあります

### 5-2 問い合わせ先

#### 個人審査に関する不明点や疑問点は、以下よりお問い合わせください

- ・認定看護師制度、専門看護師制度、認定看護管理者制度の個人審査に関する質問について、毎日 24 時間チャットボット（AI 自動応答システム）でご案内します

#### ■スマートフォンの場合

以下の二次元コードを読み取り、ご利用ください



#### ■パソコンの場合

本会公式 HP の以下のページで、ご利用ください

[看護職の皆さまへ] - [資格認定制度]

(各制度ごとのページでもご利用いただけます)

➤ 「資格認定制度に関するお問い合わせ（緑色のバナー）」を

クリックしてご質問を入力ください

日本看護協会認定部（認定看護師担当）

受付時間	月曜日から金曜日（土日祝日を除く） 9：30～12：00 / 13：00～17：00
電話番号	03-5778-8546

## 該当の方のみご参照ください

### 6 申請を取下げの方

2024年7月1日～7月18日15:00に限り、申請の取下げを受け付ける  
申請を取下げの場合は、上記の期間内に認定部まで連絡すること

日本看護協会認定部（認定看護師担当）

受付時間	月曜日から金曜日（土日祝日を除く） 9：30～12：00 / 13：00～17：00
電話番号	03-5778-8546

※上記の申請期間終了後は、いかなる理由があっても申請の取下げは受け付けません

# 7 日本看護協会 認定看護師制度規程

## 公益社団法人日本看護協会 認定看護師制度規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）が実施する認定看護師制度は、特定の看護分野における熟練した看護技術及び知識を用いて、あらゆる場で看護を必要とする対象に、水準の高い看護実践のできる認定看護師を社会に送り出すことにより、看護ケアの広がりや質の向上を図ることを目的とする。

2 この規程は、本会が実施する認定看護師制度について、必要な事項を定める。

### 第2章 定義

(認定看護分野)

第2条 認定看護分野とは、保健、医療及び福祉の現場において、熟練した看護技術及び知識を必要とする看護分野として、認定看護師制度委員会における審議を経て理事会において別表に定めたものをいう。

2 前項の認定看護師制度委員会における審議は、会長の諮問により行う。

3 認定看護分野は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

(1) 独自の看護知識及び技術を必要とすること

(2) 看護実践経験の積み重ねのみでは修得しがたい、高い臨床推論力と病態判断力に基づく特定の知識及び技術を必要とすること

4 前項各号における知識及び技術については、他の看護分野との重なりがあったとしても、認定看護分野として認めることができるものとする。

(認定看護師教育機関)

第3条 認定看護師教育機関とは、認定看護師を養成するために必要な基準を満たしているとして、本会の認定を受けた教育機関をいう。

(認定看護師)

第4条 認定看護師とは、ある特定の認定看護分野において、熟練した看護技術と知識を有する者として、本会の認定を受けた看護師をいう。

2 認定看護師が果たすべき役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定の看護分野において、個人、家族及び集団に対して、高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践する。(実践)

(2) 特定の看護分野において、看護実践を通して看護職に対し指導を行う。(指導)

(3) 特定の看護分野において、看護職等に対しコンサルテーションを行う。(相談)

3 認定看護師は、前項で定める役割を果たすため、自ら進んでその能力の開発及び向上を図り、これを看護業務に発揮するよう努めなければならない。

### 第3章 認定看護師制度委員会

#### (設置)

第5条 会長の諮問機関として、認定看護師制度委員会（以下「制度委員会」という。）を設置する。制度委員会に対する諮問事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認定看護師制度の実施及び改善のための検討
- (2) 認定看護分野の特定に関する審議
- (3) その他会長が諮問した事項

#### (構成)

第6条 制度委員会は、委員10人程度で組織する。

- 2 制度委員会の委員は、理事会が選任する。任期中の委員の変更については、常務理事会が決定し、理事会において書面にて報告をする。

#### (任期)

第7条 制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、選任後6年を越えて就任することはできないものとする。

- 2 前任者の死亡又は辞任等により前任者の任期途中で就任した委員については、前任者の任期の残存期間を任期とする。

#### (委員長及び副委員長)

第8条 制度委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

#### (会議)

第9条 制度委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員長は、制度委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 制度委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 4 制度委員会は、原則として非公開とする。
- 5 委員長は、必要と認めたときは制度委員会に諮り、参考人に会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

#### (議事録の作成及び審議結果の報告)

第10条 制度委員会の議事については、その経過及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 制度委員会は、審議の概要及びその結果を総会に報告しなければならない。



## 第4章 審査会及びワーキンググループ

### (設置)

第11条 認定看護師制度を運営するにあたり、有識者により構成される審査会を設置する。

2 前項の審査会は、次に掲げるとおり区分する。

- (1) 教育機関に対する審査等の実施及び認定等の可否の決定その他これらについて必要な事項を行う認定看護師教育機関審査会
- (2) 看護師に対する審査等の実施及び合否の決定その他看護師の認定等に必要な事項を行う認定看護師審査会

### (構成)

第12条 認定看護師教育機関審査会は、10人程度の構成員で組織する。

- 2 認定看護師審査会は、認定看護分野ごとに選任された者により組織する。
- 3 審査会の構成員は、理事会が選任する。任期中の構成員の変更については、常務理事会が決定し、理事会において書面にて報告をする。
- 4 審査会の構成員の氏名は、在任中非公開とする。

### (任期)

第13条 審査会の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、選任後6年を越えて就任することはできないものとする。

- 2 前任者の死亡又は辞任等により前任者の任期途中で就任した構成員については、前任者の任期の残存期間を任期とする。

### (議長及び副議長)

第14条 審査会には、議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、構成員の互選により選出する。
- 3 議長は、会務を総括する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第15条 審査会は、必要に応じ、議長が招集する。

- 2 審査会の決議は、構成員の過半数が出席し、出席者の3分の2以上をもって決する。
- 3 審査会は、非公開とする。

### (議事録の作成及び審議結果の報告)

第16条 審査会の議事については、その経過及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

- 2 前項の議事録は、非公開とする。
- 3 審査会は、審議の概要及びその結果を会長に報告しなければならない。

(ワーキンググループ)

第17条 審査会の業務を補佐するため、審査会の下にワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループの業務内容は、非公開とする。
- 3 ワーキンググループのメンバーは、審査会において有識者から選任し、会長が委嘱する。
- 4 ワーキンググループのメンバーの氏名は、在任中非公開とする。

## 第5章 認定看護師教育機関の認定等

(認定審査の申請)

第18条 認定看護師を養成する教育機関は、本会の認定を受けなければならない。

- 2 認定看護師教育機関は、次に掲げるとおり区分する。
  - (1) 保健師助産師看護師法第37条の2に規定されている特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）を教育課程に組み込んでいない認定看護師教育機関（以下「A課程認定看護師教育機関」という。）
  - (2) 特定行為研修を教育課程に組み込んでいる認定看護師教育機関（以下「B課程認定看護師教育機関」という。）
- 3 教育機関が本会の認定を受けようとする場合には、認定看護師教育機関審査会に対し、申請書及び添付資料その他の認定看護師教育機関審査会が定める書類等（以下この章において「申請書等」という。）を認定看護分野ごとに提出し、認定看護師教育機関審査会が毎年1回実施する審査を受けなければならない。
- 4 教育機関が申請することができる認定看護分野は、別表で定めるとおりとする。
- 5 第3項の審査を受ける教育機関は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、要件等を満たしている教育機関の審査料を減免することができる。

(審査要件)

第19条 認定看護師教育機関に関する審査要件は、次に掲げるとおりとする。ただし、A課程認定看護師教育機関については、第7号は適用しないものとする

- (1) 教育理念及び教育目的に関する事項
  - (2) カリキュラムに関する事項
  - (3) 入学要件及び修了要件に関する事項
  - (4) 教員の資格及び配置に関する事項
  - (5) 入試委員会及び教員会など協議機関に関する事項
  - (6) 教育及び実習施設など学習環境に関する事項
  - (7) 特定行為研修指定研修機関に関する事項
  - (8) 収支に関する事項
- 2 前項各号における審査要件の具体的内容については、常務理事会において別に定めるものとする。

(認定)

第20条 認定看護師教育機関審査会は、前条で定める要件を満たしている教育機関について、認定看護師教育機関として認定する。

- 2 認定看護師教育機関審査会は、認定看護師教育機関として認定した教育機関を会長に報告する。
- 3 認定看護師教育機関として認定を受けた教育機関は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。会長は、理事会が要件等を定めている場合には、要件等を満たしている教育機関の認定料を減免することができる。

(教育課程の開講)

第24条 認定確認及び認定更新を受けようとする認定看護師教育機関は、各手続における申請時において、申請を行おうとする教育課程を開講していなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、認定更新の対象年度に休講を予定している場合には、第20条第6項で定める資格の有効期間を延長することができる。
- 3 前項により資格を延長することができる期間は、認定看護師教育機関審査会が決定する。
- 4 前2項により資格の有効期間の延長を認めた場合には、認定看護師審査会は、延長を認めた教育機関及びその期間について会長に報告する。

(資格喪失)

第25条 認定看護師教育機関が、次のいずれかに該当する場合には、認定看護師教育機関としての資格を喪失する。

- (1) 認定看護師教育機関がその資格を返上したとき
- (2) 認定更新を受けなかったとき

(取消し)

第26条 認定看護師教育機関が、次のいずれかに該当する場合には、制度委員会及び認定看護師教育機関審査会における審議を経て、会長は認定の取消しその他の必要な処分を行うことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき
  - (2) 第19条で定めた要件のいずれかを満たさなくなったとき
  - (3) 認定確認を受けなかったとき
  - (4) 一定期間開講していないとき
- 2 認定看護師教育機関の認定取消しに必要な事項については、常務理事会において別に定める。

(経過措置)

第27条 A課程認定看護師教育機関における認定看護師教育の実施等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認定看護師教育は、2027年3月末日まで実施する。
  - (2) 認定審査は、2020年3月末日まで実施する。
  - (3) 認定確認は、2022年3月末日まで実施する。
  - (4) 認定更新は、2026年3月末日まで実施する。
- 2 第20条第6項の規定にかかわらず、A課程認定看護師教育機関における資格の有効期間は、2027年3月末日までとする

## 第6章 認定看護師の認定等

(認定審査の申請)

第28条 次に掲げる要件を満たしている者は、認定審査を受けることができる。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 看護師免許を取得後、通算5年以上の実務研修を受けており、そのうち通算3年以上は特定の認定看護分野における実務研修であること
- (3) 前号の研修については、制度委員会における審議を経て常務理事会が別に定める基準を満たしていること
- (4) A課程認定看護師教育機関若しくはB課程認定看護師教育機関又は外国においてそれらと同等と認められる教育を修了していること

2 認定看護師は、次に掲げるとおり区分する。

(1) A課程認定看護師教育機関を修了した認定看護師（以下「A課程認定看護師」という。）

(2) B課程認定看護師教育機関を修了した認定看護師（以下「B課程認定看護師」という。）

3 認定審査を受ける者（以下「受験者」という。）は、認定看護師審査会に対し、申請書及び添付資料その他の認定看護師審査会が定める書類等（以下この章において「申請書等」という。）を認定看護分野ごとに提出しなければならない。

4 受験者は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。

5 前項により納入された審査料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、審査料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は受験者の負担とする。

#### （審査）

第29条 認定看護師審査会は、受験者に対し毎年1回審査を実施する。

2 前項で定める審査において筆記試験を実施した場合には、試験問題について公表する。筆記試験問題以外の事項の公表等については、認定看護師審査会が別に定める。

#### （認定）

第30条 認定看護師審査会は、審査に合格した者を認定看護師として認定する。

2 認定看護師審査会は、認定看護師として認定した者を会長に報告する。

3 認定看護師として認定を受けた者は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。

4 前項により納入された認定料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、認定料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は受験者の負担とする。

5 認定看護師として認定を受けた者が第3項の認定料を納入した場合には、会長は、この者を認定看護師名簿に登録し、公式ホームページにおいて公表する。認定看護師名簿に関しては、次に掲げるとおりとする。

(1) 認定看護師名簿は、A課程認定看護師及びB課程認定看護師ごとに作成する。

(2) 2019年7月14日までに資格を取得した認定看護師については、2019年7月15日付でA課程認定看護師名簿に登録する。

(3) 特定行為研修を修了した者が、A課程認定看護師教育機関を修了し認定看護師となった場合には、第28条第2項の規定にかかわらず、B課程認定看護師名簿に登録する。

(4) B課程認定看護師名簿に登録された認定看護師は、特定認定看護師と名乗ることができる。

6 認定看護師としての資格は、会長が認定看護師名簿に登録した日（以下この章において「名簿登録日」という。）から取得する。

7 前項で定める資格の有効期間は、名簿登録日から5年経過した日が属する年の12月末日までとする。

#### （認定証）

第31条 会長は、認定看護師名簿に登録した認定看護師に対して、認定証を交付する

#### （認定更新）

第32条 認定看護師は、その能力の維持向上を図るため、資格の有効期間満了前に認定更新を受けなければならない。ただし、認定看護師審査会が病気その他やむを得ない理由があると認める者については、最大で3回まで第30条第7項で定める資格の有効期間を1年間延長することができる。

2 前項但書により資格の有効期間の延長を認めた場合には、認定看護師審査会は、延長を認めた者を会長に報告する。

- 3 第1項の認定更新を受けるには、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
- (1) 申請時において、認定看護師であること
  - (2) 申請時において過去5年間に看護実践及び自己研鑽の実績があること
  - (3) 前号の実績に関する事項については、制度委員会における審議を経て常務理事会が別に定める。
- 4 認定更新を受けようとする認定看護師は、認定看護師審査会に対し、申請書等を認定看護分野ごとに提出しなければならない。
- 5 認定更新を申請する認定看護師は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。
- 6 前項により納入された審査料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、審査料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は納入者である認定看護師の負担とする。

(認定更新の審査等)

第33条 認定更新に関する審査は、毎年1回実施する。

- 2 認定看護師審査会は、審査を経て認定看護師の認定更新を認めるものとする。
- 3 認定看護師審査会は、認定更新を認めた者を会長に報告する。
- 4 認定更新が認められた認定看護師は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。
- 5 前項により納入された認定料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、認定料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は納入者である認定看護師の負担とする。
- 6 認定看護師が第4項の認定料を納入した場合には、会長は、認定看護師名簿を更新するとともに、新たな認定証を交付する。

(資格喪失)

第34条 認定看護師が、次のいずれかに該当する場合には、認定看護師の資格を喪失する。

- (1) 認定看護師の資格を辞退したとき
- (2) 日本国の看護師免許を失ったとき
- (3) 認定更新を受けなかったとき

(取消し)

第35条 認定看護師としてふさわしくない行為があった場合には、制度委員会及び認定看護師審査会における審議を経て、会長は認定の取消しその他必要な処分を行うことができるものとする。

- 2 前項に定める必要な処分に関する手続きについては、常務理事会が別に定める。

(再認定)

第36条 2021年3月末日までにA課程認定看護師名簿に登録している認定看護師が、資格の喪失後に再び認定を受けようとする場合には、審査等について認定更新に関する規定(資格要件のうち認定看護師であることを除く。)を準用する。この場合において、「認定更新」とあるのは「再認定」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定は、2021年4月以降に初めてA課程認定看護師名簿に登録する認定看護師、及びB課程認定看護師名簿に登録する認定看護師については、適用しないものとする

(経過措置)

第37条 A課程認定看護師名簿に登録しようとする者に対する認定審査は、2030年3月末日まで実施する。

(移行措置)

第38条 A課程認定看護師名簿に登録している認定看護師は、特定行為研修を修了した後、届出の提出その他会長が定める事務手続を完了することにより、B課程認定看護師名簿に移行することができる。

2 前項で定める事務手続においては、理事会で定める実費相当額を徴収する。

第39条 B課程認定看護師名簿へ移行した場合における最初の認定更新をすべき時期については、移行前に認定更新を予定していた時期とする。

2 B課程認定看護師名簿へ移行した場合における最初の認定更新において、資格の有効期間内にA課程認定看護師として活動した期間がある場合には、当該期間についても第32条第3項第2号の要件を満たしているかを判断する際の実績とする。

## 第7章 雑則

(制度の見直し)

第40条 本会は、認定看護師制度の運用等について、原則として5年ごとに必要な見直しを行うものとする。

(補則)

第41条 この規程に定めるもののほか、認定看護師制度の実施に必要な事項は、常務理事会において別に定める。

(改正)

第42条 この規程における変更は、理事会の決議により行われなければならない。

## 附則

1 この規則は、平成7年11月10日から施行する。

1 この規則は、平成9年10月25日改正

(第11条第2項を追加)

1 この規則は、平成12年11月24日改正

1 この規則は、平成15年5月20日改正

(保健婦及び保健士を保健師、助産婦を助産師、看護婦及び看護師を看護師に変更)

1 この規則は、平成16年2月6日改正

(第20条第1項第3号 申請資格をもつ教育機関の改正)

1 この規則は、平成17年2月4日改正

(第6章第3節第24条を改正)

(権限委譲先の明記及び正式名の記載等の改正)

1 この規則は、平成19年4月20日改正

(第22条を改正)

(実務経験、経験を実務研修に変更し、条文整理)

1 この規則は、平成19年11月15日改正

(第5章に第1節教育機関の審査と認定、第2節教育機関の認定更新を追加)

(第11条に第3項から第10項を追加し、審査料と認定確認及び有効期間の記載等の改正)

(第12条を認定看護師教育機関認定の取消しに改正し、条文整理)

(第13条を認定更新の条項に改正)

1 この規則は、平成20年5月19日改正

(第11条7項・第27条第3項「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)

1 この規則は、平成21年2月6日改正

(第15条 再認定を追加)

(第32条3号を追加)

(第9章「認定看護師の再認定」第34条を追加し、以下章と条文を繰下げ)

1 この規程は、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。

1 この規程は、平成24年7月26日から施行する。

(第22条1号、2号、第30条1号、第32条4号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許」を「看護師免許」に変更)

1 この規程は、平成26年2月28日から施行する。

(第33条「認定を取消す等必要な処分を行うことができる」に変更、2号「前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める」を追加)

(第35条「この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更ができる」に変更)

1 この規程は、平成27年1月26日から施行する。

1 この規程は、2019年2月21日に改正し、2019年7月15日に施行する。

2 前項の規定にかかわらず、B課程認定看護師教育機関における認定看護師教育の実施等については、次に掲げるとおりとする。

(1) 最初の認定審査は、2019年4月以降に実施する。

(2) 認定看護師教育は、2020年4月から実施する。

3 第1項の規定にかかわらず、A課程認定看護師教育機関を修了した認定看護師のB課程認定看護師名簿への移行等(第30条第5項第3号の場合を含む。)は、2021年4月以降に開始する。

4 第1項の規定にかかわらず、B課程認定看護師教育機関を修了した者に対する認定審査は、2021年4月以降に開始する。

1 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響による特別措置として、2020年9月25日から、本項から第4項までの規定を施行する。

2 第30条第7項の規定にかかわらず、有効期間を2020年12月末日までとされた資格については、その有効期間を2021年3月末日までとする。

3 第30条第7項の規定にかかわらず、2021年1月1日から同年3月末日までの間に名簿に登録された者の資格の有効期間は、2025年12月末日までとする。

4 第32条第1項ただし書の規定にかかわらず、2021年3月に有効期間の延長が認められた者の資格については、その有効期間を2021年12月末日までとする